

## 麻生区役所広告付き庁舎案内表示板設置運用事業者募集要項

### 1 趣旨

麻生区役所では、市有財産を有効活用するとともに、庁舎の利便性の向上を図り区民サービスの向上に資することを目的に、麻生区役所に広告付き庁舎案内表示板（以下「案内表示板」といいます。）を設置し、これを媒体として広告を掲載することにより案内表示板の維持管理を行う事業（以下「設置運用事業」といいます。）を行う事業者を募集します。

### 2 募集概要

応募者から案内表示板の設置、維持管理及び広告掲載に関する企画提案を受けて、企画提案の内容を総合的に評価し、最も優れていると認める事業者を設置事業者として選定するものです。（プロポーザル方式）

なお、応募者が設置運用事業に関して行う企画提案の内容は、別紙「麻生区役所広告付き庁舎案内表示板設置運用事業仕様書（以下「仕様書」といいます。）に定められた内容の全てを満たすものでなければなりません。

### 3 対象施設の概要

- (1) 名 称 麻生区役所
- (2) 所 在 地 川崎市麻生区万福寺1－5－1
- (3) 開庁時間 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、第2、第4土曜日及び年度末の特定日は午前8時30分から12時30分まで一部開庁）
- (4) 閉 庁 日 土曜日（第2、第4土曜日、及び年度末の特定日を除く）、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで

### 4 応募資格

案内表示板設置事業者の応募は、次の各号に掲げる条件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 法人であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により川崎市における一般競争入札の参加を制限されていない者であること
- (4) 申込み時点において、川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (5) 申込み時点において、川崎市競争入札参加者資格指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと

- (6) 国税又は川崎市税の未納がないこと
  - (7) 会社更生法に基づく更正手続き開始の申立てをしていない者、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと
  - (8) 川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
  - (9) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと
  - (10) 委託契約その他の契約にあたり、その相手方が(8)又は(9)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと
- ※(8)、(9)及び(10)に該当するものでないことを確認するため、神奈川県警察本部に照会すること及び照会に必要な役員名簿等の情報を提供することについて承諾していただきます。

## 5 応募条件等

### (1) 契約手法

案内表示板設置に関する行政財産の使用許可及び広告掲載契約。

なお、契約の相手方は、川崎市となります。

### (2) 設置期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、公用若しくは公共用に供するために必要が生じたとき、又は設置事業者が契約条件に違反したときは、設置期間の途中でも使用許可及び広告掲載契約を解除する場合があります。

### (3) 行政財産の目的外使用料

許可面積0.1㎡当たり月額約156円（消費税及び地方消費税を除く）の使用料を支払っていただきます。ただし、許可面積は3.6㎡以下とします。※参考 仕様書のサイズだった場合（広告付き庁舎案内表示板1台2.8㎡、行政モニター1台0.7㎡）、月額5,512円（消費税及び地方消費税を除く。）

### (4) 広告掲載料

「公募申込書（様式1）」により、月額119,488円以上（消費税及び地方消費税を除く）の金額を提示していただきます。

### (5) 使用料及び広告掲載料（共通）

年度当初に川崎市が発行する納入通知書により、その指定する日までに当該年度の許可期間に相当する金額を全額一括で納入していただきます。

なお、許可期間中に消費税及び地方消費税の税率に変動があった場合は、その納入期限日を基準として適用される税率によるものとします。

#### (6) 契約保証金

ア 本件契約締結と同時に契約保証金として、広告掲載料の総額の10分の1以上の額（円未満切上げ）を納付していただきます。

イ 川崎市契約規則第33条の規定に該当すると判断した場合については、契約保証金の納付を免除します。

ウ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、案内表示板の撤去及び原状回復を確認後、設置事業者の請求に基づき利息を付さずに返還します。

エ 設置事業者が本件契約上の義務を履行しないときは、川崎市は本件契約を解除し、納付された契約保証金は川崎市に帰属することになります。

#### (7) 光熱水費その他必要経費

電源等を使用する場合は、川崎市が算出する金額をその指定する日までに納入しなければなりません。

## 6 応募方法

#### (1) 募集要項等の配布

令和3年10月1日（金）から令和3年10月22日（金）まで

#### (2) 申込受付期間

令和3年10月1日（金）から令和3年10月22日（金）まで

#### (3) 申込方法等

##### ア 提出先

麻生区役所まちづくり推進部総務課（麻生区役所3階）

##### イ 提出方法

申込受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までに、下記（4）の書類を提出先に直接持参してください。

#### (4) 申込に必要な書類

##### ア 応募申込書（様式1）

法人の所在地、法人名及び代表者の職氏名を記載し、提案価格（税抜）を記載してください。提案価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が広告掲載料の月額となります。

##### イ 役員等氏名一覧表及び同意書

##### ウ 会社概要

創業年月日、資本金、事業所、従業員数、事業内容、主な取引先等を

記載した資料を1部提出してください。

なお、既存の資料（一般向けのパンフレットや活動報告書等）で提出することも可能とします。

エ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

申込前3か月以内に取得した原本1部を提出してください。

オ 代表者の印鑑証明書（法務局に届出したもの）

申込前3か月以内に取得した原本1部を提出してください。

カ 国税の納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

キ 市税の納税証明書（川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ）

（ア）法人市民税

申し込み時点において終了している事業年度のうち直近2事業年度分の納税証明書（滞納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

（イ）固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

令和元年度及び令和2年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

※川崎市登録業者の場合は「川崎市入札参加資格審査結果通知書の写し1部」を提出することでエ～キに代えることを可とします。

ク 企画提案書

A4版縦長、横書き片面、30ページ以内で作成してください。

別紙の仕様書及び評価基準に基づく提案とし、次の事項を必ず記載し、案内表示板の平面図及び立面図を添付したものを15部提出してください。

（ア）類似業務実績

過去3か年間の官公庁等における広告付き表示板の実績

（イ）事業計画

- a 案内表示板の製作、設置に関する事項
- b 各表示面の更新の時期、方法等に関する事項

（ウ）案内表示板等の仕様

- a 本体の素材、サイズ、照明、消費電力に関する事項
- b 文字の大きさ、配色等デザインに関する事項
- c 表示内容、レイアウトに関する事項
- d メンテナンス等に関する事項

（エ）広告掲載について

- a 広告主の募集方法について
- b 広告掲載基準に関する事項

- (オ) 設置、維持管理等について
  - a 設置方法、安全対策に関する事項
  - b 故障等不具合発生時の対応方法に関する事項
  - c 費用負担に関する事項
- (5) 提出書類の取扱い
  - ア 提出された書類の変更、追加はできません。ただし、川崎市から補足書等を求めた場合はこの限りではありません。
  - イ 提出された書類は理由のいかんを問わず返却しません。
  - ウ 提出された書類に関して、川崎市情報公開条例に基づき開示請求があった場合は、情報公開の対象となる場合があります。

## 7 質疑の受付及び回答

- (1) 質疑の受付期間
  - 令和3年10月1日（金）から令和3年10月7日（木）まで
- (2) 提出方法
  - 麻生区役所広告付き庁舎案内板設置運用事業に関する質疑書（様式2）をEメールで提出してください。
  - Eメール：[73soumu@city.kawasaki.jp](mailto:73soumu@city.kawasaki.jp)
- (3) 回答方法
  - 令和3年10月13日（水）までに市ホームページに掲載します。

## 8 設置事業者の選定等

- (1) 応募資格の確認
  - 申込のあった事業者を対象として、応募資格の確認を行い、その結果を通知書(様式3)により通知します。
- (2) プレゼンテーション
  - 応募資格のある事業者は、麻生区役所で提案の説明を行ってください。
  - 日程等の詳細は、(1)の通知書とともに通知します。
- (3) 審査・選定
  - 事業者の提案に対し、別紙の評価基準に基づき審査を行い、評価点の最も高い事業者を設置事業者（候補）、次点の事業者を次点者として決定します。
- (4) 審査結果
  - 審査結果は書面にて通知しますが、審査結果や内容についての問合せには応じられませんので、御留意ください。
- (5) 目的外使用許可申請

設置事業者（候補）は行政財産の目的外使用許可申請を行い、使用許可を受けていただきます。

（６）広告掲載契約

設置運用に関する詳細を協議し、広告掲載契約を川崎市と締結するものとします。

**９ その他**

（１）要請手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語・円

（２）契約書の作成 要

（３）申込み、企画提案書作成及びプレゼンテーションに要する経費は、応募者の負担となります。

**10 問合せ先**

麻生区役所まちづくり推進部総務課

〒 川崎市麻生区万福寺１－５－１（麻生区役所３階）

電 話：０４４－９６５－５１１０

FAX：０４４－９６５－５２００

メール：73soumu@city.kawasaki.jp